



監査告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年12月1日から同月25日まで実施した財政援助団体等監査結果を別紙のとおり公表する。

令和8年1月26日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 辛島 光司

令和7年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象 団体名 天津地域づくり協議会
所管課 まちづくり推進課
2. 監査の期間 令和7年12月1日から令和7年12月25日まで
3. 監査の着眼点
財政的援助に係る団体の出納その他の事務が、当該財政的援助の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する所管課の指導及び監督が適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。
4. 監査の実施方法及び内容
令和6年度の交付金等の執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。
団体及び所管課から提出された監査資料により説明を聴取するとともに、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係者の説明を聴取し、監査を実施した。
5. 監査の結果
監査対象となった団体の出納その他の事務は、当該財政的援助の目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。しかしながら、一部に是正または改善等を要する事項が確認された。
後述する事項については、是正等するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和8年3月2日（月）までに所管課より文書にて報告されたい。また、そのほか口頭等により指導した軽微な事項についても検討し、改善に努められたい。

I. 団体に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

- (1) 交付金事務について
基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付金事務を執行されたい。
- ①報酬（事務局賃金）において業務日報等が整備されていないもの
 - ②旅費の支払において出張命令書が整備されていないもの
 - ③「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの
 - ④交付金を活用して購入した物品を寄贈しているもの

【要望事項】

- (1) 協議会の運営について
地域主体の協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に

向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

天津地域づくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年以上が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまで多くの地域活動を熱心に行ってきただと思うが、引き続き、新計画・組織体制のもと、新たな活動にも取り組むこと。また、地域資源等の活用を図り、自主財源の確保に努めること。

最後に、これからも住民ニーズに応じた事業活動に積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

II. 所管課に対する事項

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】 該当なし

【要望事項】

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領の周知について

①令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るよう努力をしている。引き続き、各協議会に対し必須項目が含まれた様式が整備されているか確認及び指導を行うこと。

②令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックが導入されているので、引き続き各協議会への周知を徹底すること。

(2) 交付金事務について

①交付金の積立について

交付金の積立については、宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金交付要綱第10条で「翌年度以降に実施する事業の計画的な財源確保であると市長が認めた場合に限り、当該年度に交付を受けた交付金を積み立て、翌年度以降に繰り越すことができる」となっている。このため積立は、将来大きなイベントを計画する場合や高額な備品を購入する場合等、具体的な目標・計画に対して認められるものであるため、単純に余った金額を積立することは適正ではない。積立の妥当性や積立額が必要以上に過大とならないよう確認すること。

②交付金積立計画協議書について

参考見積書等が添付されておらず、積立金の算出根拠が不明なまま積立金の承認をしていた。交付金の積立金の承認に際しては、積立金の算出根拠を必ず確認すること。